

## 令和8年度糖尿病性腎症重症化予防対策業務委託仕様書

### 1 件名

令和8年度糖尿病性腎症重症化予防対策業務委託

### 2 目的

第3期高松市データヘルス計画に基づき、人工透析患者数の上昇を抑制するため、糖尿病性腎症又は糖尿病の患者に対する糖尿病性腎症等重症化予防プログラムを実施し、QOL（生活の質）を高め、透析への移行など、糖尿病性腎症等の重症化を遅らせることを目的とします。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務内容等

受託者は、次に掲げる保健事業を実施するとともに、効果検証を行うこと。

#### (1) 糖尿病性腎症重症化予防対策業務

糖尿病性腎症又は糖尿病（以下「糖尿病性腎症等」という。）の患者に、かかりつけ医と協力しながら、糖尿病性腎症等重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）を実施し、自分で生活習慣の改善ができるように促すことで、結果としてQOL（生活の質）を高め、透析への移行など、糖尿病性腎症の重症化を遅らせるよう働きかける。

#### ア 指導候補者の抽出・選定

高松市国民健康保険の被保険者の令和7年度特定健康診査受診者及びレセプトデータ等（以下「特定健診結果等」という。）から、次に掲げる条件に該当する者、若しくはかかりつけ医の紹介があった者とする。

#### (ア) 抽出条件

特定健診結果等で、以下a～cのいずれかに該当し、かつd若しくはeに該当する者

- a 現病歴又は既往歴に「糖尿病」又は「糖尿病性腎症」の記載がある。
- b 現在糖尿病に関する治療を受けている。
- c 空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c値が6.5%以上
- d e-GFR値が30ml/分/1.73m<sup>2</sup>以上かつ60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満（CKD治療ガイドラインの病期判定3期に該当）
- e 尿蛋白が±以上

#### (イ) 除外条件

委託者が作成する通知対象除外者データに基づき、次に掲げる者は対象者から除外する。

- a 業務委託開始時に高松市国民健康保険の資格を喪失している者
- b 1型糖尿病

- c 透析治療中の者
  - d 腎臓移植を受けた者、がんで治療中の者、重度の合併症を有する者（治療が終了し経過観察中の者は対象とすることがある。）
  - e 終末期及び認知機能障害のある者、不安神経症、うつ病、神経症、心身症、不眠症、ニコチン中毒症以外の精神疾患を有する者
  - f 現に特定保健指導を受けている者
  - g プログラムの実施に問題があるとかかりつけ医が判断した者
  - h プログラムの実施に問題があると受託者が判定したのち、委託者及び受託者が協議の結果、合意判断した者
  - i 前年度までに、この事業でこのプログラムを終了した者
  - j その他委託者が指定する者
- (ウ) 選定条件
- (ア)から(イ)を除外した者のうち、委託者と協議の上、参加勧奨する指導候補者を500人程度選定する。

#### イ 参加勧奨

アにて選定した指導候補者500人程度に対し、次に掲げる手順による各種文書等の作成、発送を行い、電話による参加勧奨を実施する。なお、各種文書等の作成及び参加勧奨については、委託者と協議の上、進めること。また、通知発送の前日までに、通知書作成対象者及び通知物一式の電子データを委託者に提出すること。

- (ア) 各種文書（プログラム案内文、参加同意書、主治医への依頼文及び生活指導確認書、封筒等）の作成及び送付（郵送費は委託費用に含む。）
- (イ) 対象者へ電話による事業内容の紹介及び参加勧奨を実施すること。なお、対象者に架電し、不在等により応答がない場合は、その後、曜日や時間を変更して3回以上の架電を実施する。3回以上の架電を実施し、不在等により応答がない場合は、当該対象者への電話による参加勧奨を実施したものとする。

#### ウ 保健指導の実施

対象者に参加勧奨を実施し、同意書を提出した者を事業参加者とする。なお、事業参加者数は先着20人までとする。

- (ア) 主な指導内容は、提出された生活指導確認書等に沿った食事指導、運動指導、服薬指導、ストレスマネジメント、血糖管理及びフィジカルケア等とする。指導に当たっては、参加者が自ら日々測定しアプリ等の電子媒体に電子データとして直接記録する血圧、心拍数、体重、体脂肪、食事、運動、服薬等の健康状態などに関するデータ（PHR（パーソナルヘルスレコード）データ）（以下「PHR」という。）を活用すること。
- (イ) プログラム実施期間は、1人当たり約5か月間とし、面談による指導2回、電話等による指導6回を基本とし、事業参加者のニーズに沿った形式で実施する。なお、指導については事業参加者と双方向のやり取りを行うこと。また、事業参加者から

の質問や相談がある場合は、対応可能な時間内で受け付けるものとする。

- (ウ) 受託者は、必要に応じて指導用のプログラム教材を作成し使用すること。
- (エ) 受託者は、脱落者が発生しないように、電話、指導の通知等、創意工夫をすること。
- (オ) 面談指導は、原則としてオンラインによる面談とすること。ただし、対象者がオンライン以外の指導方法を希望した場合は代替手段をとれるようにすること。
- (カ) 受託者の指導者は、糖尿病療養指導や特定保健指導等の十分な経験を有し、保健師・看護師・管理栄養士であること。
- (キ) 「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）第3編第3章3-3」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）2-10」に基づき、指導に際し、遠隔面接及び遠隔支援を実施できる体制を構築すること。なお、参加者が日々の測定値等を直接記録するアプリ等の電子媒体や、オンラインによる面談を実施するための端末等が必要な場合、受託者で用意すること。また、参加者に対し、アプリ等の電子媒体や、端末等の操作方法の説明を含む必要な支援を行うこと。
- (ク) その他、指導内容の詳細については委託者と協議の上、決定すること。

#### エ 指導進行状況報告

受託者は、かかりつけ医及び委託者に対し、事業参加者ごとのプログラム実施による指導進行状況報告書を指導月の翌月ごとに提出する。ただし、指導月が令和9年3月となる場合は、令和9年3月31日までに提出すること。

#### オ 分析及び評価

プログラム実施完了後に、指導の分析及び評価を行い、結果報告書を委託者に提出する。分析及び評価は事業参加者ごとに行い、委託者が事業参加者の指導記録やPHRの内容等を確認できるように記載すること。なお、分析及び評価は、指導後に検査データやPHRを用いて、事業参加者の客観的な検査値の推移、事業参加者本人による自己管理やQOLに関する自己評価、指導を行った従事者の指導記録により行う。

#### カ 前年度までの参加者等に対するフォローアップ等

- (ア) 前年度までに終了した同様のプログラム参加者（75歳以上含む）57人程度に対し、効果測定、分析及びフォローアップを行うこと。
- (イ) 全対象者に通知1回、電話指導1回を行うこと。なお、指導については事業参加者と双方向のやり取りを行うこと。また、通知発送の前日までに、通知書作成対象者及び通知物一式の電子データを委託者に提出すること。

指導時期：令和9年1月～2月頃

- (ウ) その他、指導報告書等の詳細については委託者と協議の上決定すること。

#### (2) 糖尿病性腎症等治療中断者抽出業務等

糖尿病性腎症等の治療を中断している可能性のある患者を抽出し、委託者に抽出結果を提出する。委託者が受診勧奨した対象者について、受診勧奨後の経過を追跡することにより、糖尿病性腎症の重症化を遅らせるよう働きかける。

#### ア 対象者の抽出・選定

対象者は、委託者が香川県国保連合会の作成するKKDAツールを用いて抽出した治療中断者と思われる被保険者のうち、レセプト及び特定健診データより次に掲げる選定条件のいずれかに該当する者とする。

##### (ア) 抽出条件

- a 令和6年度及び令和7年度に糖尿病性腎症等のレセプト情報(服薬・インシュリンの有無は問わない)がある者のうち、令和7年度特定健診の結果HbA1c6.9%以上、かつ、直近3か月以上糖尿病性腎症等の治療歴のない者
- b 令和6年度及び令和7年度に糖尿病性腎症等のレセプト情報(服薬・インシュリンあり)があり、かつ次のいずれかに該当する者のうち、直近6か月以上糖尿病性腎症等の治療歴のない者
  - (a) 令和7年度特定健診の結果HbA1c6.5%以上6.9%未満の者
  - (b) 令和7年度特定健診の受診がない者

##### (イ) 除外条件

- a 業務開始時に高松市国民健康保険の資格を喪失している者
- b 透析治療中の者
- c 腎臓移植をうけた者、がんで治療中の者、重度の合併症を有する者
- d その他委託者が指定する者

##### (ウ) 選定条件

(ア)から(イ)を除外した者を対象者として選定する。

#### イ 効果測定

委託者が受診勧奨した対象者について、受診状況など効果測定及び分析を行う。その他の効果測定及び分析、成果物の納品等、詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

#### (3) 分析結果等の納品

分析及び評価の結果報告並びに効果測定の報告については、令和9年3月31日までに、電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部、紙媒体1部を委託者に提出すること。

#### 5 個人情報の保護

受託者は、この仕様書による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 6 委託料の支払

完了払

委託者は、本業務終了後、実績に基づき委託料を支払うものとし、受託者は、本業務が完了したときは遅滞なく委託者に完了届を提出し、委託者による業務完了検査を受け、検査に合格した時は、委託料の支払を請求できるものとする。

## 7 特記事項

- (1) 委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- (2) 受託者が上記委託業務の他、禁止事項に反した場合、委託者は当該契約を解除することができる。
- (3) 受託者が当該委託業務を遂行するにあたり、故意又は重大な過失により、委託者に被害を与えた場合、委託者は相応の損害賠償を請求することができる。
- (4) 受託者の受託業務の再委託を禁止する。ただし、委託者が事前に承認した場合は、この限りでない。
- (5) 当該仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、その都度決定する。

## 8 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休二日制の導入や一日の労働時間を縮減するなど、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増し賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその金額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態がおこらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。



## 別記

### ○個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「委託者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (作業責任者等の届出等)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。

- 2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。

- 2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。
- 3 受託者は、委託者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

#### (教育及び研修の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する方策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。
- 3 前項の承認を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を委託者に対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は委託者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を変還し、消去し又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに忠じなければならない。
- 3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 委託者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。

- 2 受託者は、委託者が前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報の提供を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに忠じなければならない。
- 3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に忠じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受託者は、委託者が受託者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届  
(新規/変更 ( 年 月 日))

に係る作業責任者及び作業従事者について、次のとおり届け  
ます。

1 作業責任者

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

2 作業従事者\_\_名

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

※ 変更の届出の際は、氏名欄に ( ) を追加し変更前の作業責任者等の氏名を記載してくださ  
い。

(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報を取扱う場所に関する届  
(新規/変更 ( 年 月 日))

に係る作業場所について、次のとおり届けます。

所在地番・建物の名称等 (変更前)	作業の内容 (変更前)

※ 変更の届出の際は、() を追加し変更前の状況をそれぞれ記載してください。

(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報預り証

に係る個人情報を次のとおり受領いたします。

<p>個人情報の内容 ※媒体名・数量・資料名・ 情報の詳細等</p>	
--	--

(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

再委託承認申請書

に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、次のとおり申請します。

委託先住所及び名称等	【住所】 【事業者名】 【代表者名】
委託する理由	
委託して処理する内容	
委託先が取り扱う個人情報	
委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法	

(第13条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報の消去又は廃棄の完了報告書 (消去/廃棄)

に係る個人情報の消去又は廃棄を完了しましたので、次のとおり報告します。

消去又は廃棄の内容	【対象の個人情報】  【内容】
消去又は廃棄を行った日時	
作業担当者名	

(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

事故報告書

について、個人情報の漏えい等の事故が（発生しました／発生  
するおそれがあります）ので、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生状況	
対象個人情報の内容及び件数	